

パートの賃金交渉は個人でも できますか？



相談者の気持ち

数年前からパートで働いています。最近、会社が私と同じ仕事の求人広告を出しましたが、今の時給より高額でした。私の時給も上げてもらうことはできますか？

小島 直樹 Kojima Naoki 弁護士

第二東京弁護士会・消費者問題特別委員会に所属。一級建築士。通商産業省（現経済産業省）などの勤務経験を生かし、消費者被害救済のほか、高齢者や中小企業の法律問題など広く取り組む



パート労働については、短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（パートタイム・有期雇用労働法。以下、法）により、通常の労働者（いわゆる「正規型」の労働者及び事業主と期間の定めのない労働契約を締結しているフルタイム労働者。以下、正社員）との間において、不合理と認められる相違を設けてはならない（8条）とされています。

法では正社員と短時間・有期雇用労働者（以下、パート労働者）の間の差別的取扱いを禁止していますが、パート労働者同士であっても、同一の労働に対して均等な待遇をすべきであるという法の趣旨は同じと考えられますので、差別的取扱いは同様に禁止されるものと考えられます。

ただ、禁止されるのは「不合理」な差別的取扱いであり、不合理であるかどうかについて、過去の判例では様々な要素を考慮することを許容しており、法でも、職務の内容、職務の成果、意欲、能力又は経験その他の就業の実態に関する事項を勘案し、決定するように努めることを雇用主に対して求めています（10条）。

今回のご相談では、「同じ仕事」ということで、時給以外に差はない場合であると考えられ、そうすると、不合理な差別的取扱いであるということになりそうです。

このような場合、雇用主はパート労働者に対して、待遇の相違の内容及び理由を説明しなければならないこととされており（14条2項）、ま

た、雇用主には相談のための体制の整備をすることが義務付けられています（16条）。

したがって、まず、雇用主に対して時給の違いについて説明を求めるとともに相談することをお勧めします。

そして雇用主は、パート労働者から苦情があった場合、自主的な解決を図る努力をすることが求められています（22条）。雇用主が説明に応じないとか、説明の内容が納得できるものでなく自主的な解決が期待できない場合には、行政機関の援助を求めることができます。

求める先は、都道府県労働局および全国の労働基準監督署内などの379か所に設置されている総合労働相談コーナーになります。労働局は労働者からの申立てを受けて、雇用主に対して報告を求めたり、助言、指導若しくは勧告をする権限がありますので、これらの権限を行使するとともに解決の援助を求められた場合には、当該紛争の当事者に対し、必要な助言、指導又は勧告をすることになります（18条、24条）。

また、労働局に対して調停を申請することもできます（25条、26条）。調停は調停案を双方が受け入れなければ成立しませんので、不成立の場合は裁判所に労働審判の申し立てや民事訴訟の提起を検討することになります。

ただ、これらの手続や待遇差が「不合理」であるかどうかについては、専門的な知識が必要なため、弁護士等の専門家の援助を求めて取り組むことをお勧めします。